この「搬入の手引」は廃棄物等の排出事業者の皆さまが、廃棄物等の埋立処分を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「アセック」という。）に委託する際に必要な手続き等をとりまとめたものです。

なお、最新のものは下記ＵＲＬに掲載されています。

＜https://www.asec.or.jp/works/index.html＞

１　埋立処分場の概要

名　称：衣浦港３号地廃棄物最終処分場

所在地：知多郡武豊町字三号地１番地

施設の概要
管理型区画 面積　34.4ｈａ　廃棄物埋立容量　423 万m^3 安定型区画 面積　8.4ｈａ　廃棄物埋立容量　73 万m^3 受入廃棄物等 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、無機性汚泥、鉱さい、ダスト類（ばいじん）、第 13 号廃棄物、一般廃棄物（燃え殻、ばいじん、溶融スラグ、無機性汚泥）

２　営業日等

（１）営業日

月曜日～金曜日

（土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）、
１２月３０日～１月４日は休業日。

営業カレンダーについては、アセックのホームページをご覧ください。）

（２）受入時間

９：００～１２：００、１３：００～１６：３０

（３）臨時の受入停止

ア　武豊町に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報及びこれらに関する特別警報等が出された場合

イ　武豊町臨海部に津波警報又は大津波警報が出された場合

ウ　ア又はイの警報発令による受入停止は、警報解除後、場内の安全確認が終了するまで継続します。

エ　強風、大雨、地震等により業務に支障を生じる可能性がある場合は、受入時間の変更、一時閉鎖等を行う場合があります。

オ　その他、アセックが操業できないと判断した場合は、一時的に閉鎖等を行う場合があります。

３　契約できる方

（１）愛知県内の工場、事業場、工事現場から、産業廃棄物を排出する者

（２）愛知県内の処理施設から、中間処理を行った産業廃棄物を排出する者

（３）愛知県内の市町村又は一部事務組合

４　搬入上限量（キャップ）

当処分場では、愛知県からの依頼を踏まえ、埋立計画期間である令和 14 年度末まで計画的に廃棄物の受け入れができるように、各事業者様に年間搬入上限目標量（キャップ）を設けるキャップ制度を令和６年４月から開始しています。

なお、新規に搬入する事業者の方のキャップは、年間 100～300 トンを上限とします。

５　受入基準

（１）廃棄物等の受入基準は、ｐ11-12 に示すとおりです。

（２）燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類のうち自動車等破砕物、廃プラスチック類の溶融固化物、鉱さい、ダスト類、第 13 号廃棄物及び一般廃棄物（以下「管理型廃棄物」という。）については、ｐ13 の判定基準に適合したものに限ります。（一般廃棄物は、燃え殻についてはｐ13 の燃え殻の判定基準を、ばいじん（ダスト類）についてはｐ13 のダスト類の判定基準を、無機性汚泥についてはｐ13 の無機性汚泥の判定基準をそれぞれ適用します。溶融スラグについては、ｐ13 の燃え殻の判定基準の測定項目のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、及びセレン又はその化合物の６項目とします。）

６　受入契約の手順

（１）廃棄物等埋立処分委託申込書の提出

廃棄物等処分の委託を希望される排出事業者の方は、廃棄物の排出事業場等ごとに関係書類を提出してください。

ア　提出書類

（ア）廃棄物等埋立処分委託申込書「様式第１号」（ｐ19）（注１）

（イ）添付書類

①　廃棄物等性状表（廃棄物の写真添付）
「様式第５号」（ｐ27）（注２）

②　付近の見取図、事業場内見取図（廃棄物等排出場所・保管場所を明示）

③　搬入計画書　「様式第３号」（ｐ23）

④　搬入車両一覧表　「様式第４号」（ｐ25）

⑤　廃棄物等の搬入に使用する車両の自動車検査証の写し（注３）
⑥　履歴事項全部証明書（商業登記）等（注４）（国、地方公共団体及びこれに準ずるものは除きます。）
⑦　産業廃棄物処理業許可証の写し（注５）
⑧　分析証明書の写し（注６）
⑨　電子マニフェスト加入者証の写し（電子マニフェストを利用される場合）

注１：押印の必要はありません。
注２：同じ品目の廃棄物（例：無機性汚泥）であっても、発生工程や廃棄物の性状が異なる場合は、別葉としてください。
注３：原則として、搬入に使用される車両は自動車ＮＯｘ・ＰＭ法適合車としてください。（本処分場はＮＯｘ・ＰＭ法対策地域です。）
注４：履歴事項全部証明書（商業登記）等又はそれに代わるものの写し（公的機関が発行した証明書・建設業許可証・産業廃棄物処分業許可証等）
注５：産業廃棄物の収集運搬を第三者に委託される場合は委託先の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、また、申込者が産業廃棄物の中間処理業者にあっては産業廃棄物処分業許可証の写しを提出してください。
注６：分析証明書として、環境計量証明事業所又は公共機関が３か月以内に発行したもの（以下「計量証明書等」という。）の写しを提出してください。ただし、ダイオキシン類については、１年以内に発行された計量証明書等の写しでもご利用いただけます。分析項目については、廃棄物等の種類ごとに定められていますので、p13 をご確認ください。

イ　申込み時期
安定型廃棄物 …… 搬入開始希望日の概ね１週間前まで
※　後述する現地調査を実施後であれば、必要書類をそろえていただいてから、約１週間後に搬入いただけます。
上記以外のもの …… 搬入開始希望日の概ね３週間前まで

ウ　申込み手続の場所
公益財団法人　愛知臨海環境整備センター　管理部管理課契約担当
知多郡武豊町字三号地１番地　　電話　0569-89-7390

（２）現地調査の実施
日程調整のうえ、アセック職員が排出事業場等に出向き、廃棄物等の発生工程や保管状況等を調査させていただきます。
また、現地調査の際に検体採取及び溶出試験等を実施することがあります。なお、契約後、搬入する廃棄物等について、抜取検査により溶出試験等を実施することがありますので、その際はご協力いただきますようお願いします。

（３）委託契約の締結

廃棄物等埋立処分委託申込書の内容及び現地調査の結果がアセックの受入基準に適合していた場合は、契約締結の手続をさせていただきます。

ア　契約書は２部アセックで作成し、双方が各１部を保管することとします。

イ　契約期間は１年以内とさせていただいています。ただし、契約期間満了の１か月前までに双方から異議の申出がなかった場合は、さらに１か年延長するものとし、以後これに準じる形にさせていただきます。

ウ　引き続き１年間廃棄物の搬入がない場合は、直前の搬入から１年を経過した時点で契約を解除したものとみなします。

エ　契約書に貼付する印紙は、双方の負担とさせていただきます。

オ　契約締結時に次の書類等をお渡しします。

①　廃棄物等搬入車票（以下、「搬入車票」という。）　「様式第７号」（ｐ27）

②　搬入伝票（必要に応じ）

7　搬入方法

（１）搬入の手順

搬入の際には以下のものが必要になります。

・マニフェスト伝票等（注１）

・搬入車票

・ヘルメット及びライフジャケット

※上記のうちいずれかをお持ちでない場合は、搬入できない場合があります。

① ライフジャケットは場内（計量棟入場～退場の間。以下同じ。）では必ず着用してください。また、ヘルメットは場内で車外に出る際には必ず着用してください。

② 搬入時に車両の荷台にシート等を設置している場合は、計量棟に進入する前に、計量棟手前にある待機場であらかじめ、シート等を取り外してください（計量棟で積荷を確認させていただくため。）。

③ 搬入車両は、計量棟手前で一時停止してあおりの開閉状況と計量棟の青信号を確認のうえ徐行して１台ずつ進入してください。あおりの確認不十分による接触事故が多発していますので、ご注意ください。

④ 計量棟に進入しましたら、搬入車票とマニフェスト伝票等を係員に提出し、計量を受けてください。

⑤ 計量終了後、搬入車票、マニフェスト伝票等及びカラーファイル（注２）を受け取り、係員の指示する場所（管理型区画（浮桟橋）、安定型区画（陸上）、抜取検査場等）に移動してください。

⑥ 場内移動の際は、カラーファイルを車両の正面から確認できるように運転席前面に掲示のうえ、係員や標識に従って左側通行で運転してください。

また、場内を安全にご利用いただくために、係員がいる箇所や廃棄物等の投入時には係員の指示が聞こえるように、車両の窓を開けてください。

⑦ 場内の制限速度は２０ｋｍ／ｈ（未舗装部は１０ｋｍ／ｈ）となっていますが、安全のため、場所によって走行速度をさらに制限させていただいています。場内にある標識に従って運転してください。
⑧ 投入終了後、計量棟で搬入車票、マニフェスト伝票等及びカラーファイルを係員に提出し、計量を受けてください。
⑨ 計量終了後、係員から搬入量が記載された受入証及び終了印を押したマニフェスト伝票等を受け取り、退場してください。

注１：マニフェスト伝票、電子マニフェスト受渡確認票等、焼却残さ搬入伝票のいずれか。

なお、電子マニフェスト受渡確認票については、原則ＪＷＮＥＴから出力したＡ４サイズの受渡確認票を２部ご用意ください。

注２：廃棄物等の投入場所をカラーファイルの色で区分しています。

（２）搬入時の注意事項

① 搬入車両は、原則としてダンピング等により滞りなく廃棄物等を投入できる車両としてください。また、廃棄物等の性状についても、同様に滞りなく投入できるような状態にしてください。アセック職員は荷下ろしを行えません。なお、次に掲げる車両による搬入はできません。
・ パッカー車
・ バキューム車
・ アセックのトラックスケール（積載面の長さ 10.5 m）で秤量できない車両
② 搬入車票は、一般道路を通行する際も車両の正面から確認できるように掲示してください。
③ 搬入にあたっては、廃棄物等の飛散又は落下を防止するため、防じんシートの使用やバンパーの清掃等の十分な措置を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等の法規を遵守してください。
④ 周辺道路上での待機、駐車やごみのポイ捨ては行わないでください。
⑤ 洗車設備でタイヤを洗浄する際は、徐行で走行し、付着した廃棄物が残らないようにしてください。
⑥ 荷台への廃棄物等の付着を防止するためのビニールシート等を使用する場合は、シート等が廃棄物とともに投入されないようにしてください。また、砂や建設残土等の水に沈むものを使用する場合は廃棄物とともに投入できますが、事前にアセック管理部管理課契約担当までご相談ください。
⑦ 計量棟への進入時及び退出時は徐行し、急ハンドル、急停車及び急発進は行わないでください。
⑧ 場内は禁煙です。なお、車内での喫煙は可としますが、火気には十分注意してください。
⑨ 搬入車両は、１６時４５分までに退場してください。
⑩ その他、係員の指示に従ってください。

（３）受入の停止・拒否

①次に該当する場合は、受入をいたしません。

ア　アセックが受入を承諾していない廃棄物等を搬入しようとするとき。

イ　受入基準に適合していない廃棄物等を搬入しようとするとき。

ウ　アセックの承諾を受けずに混載した廃棄物等を搬入しようとするとき。

エ　アセックの係員の指示に従わないとき。

オ　搬入車両の車両番号が搬入車票に記載した車両番号と異なるとき。

カ　搬入時に必要書類を携帯しないとき又は記載内容に不備があるとき。

キ　目視検査、展開検査、抜取検査及びその他アセックの必要とする検査に応じないとき。

ク　その他、アセックの埋立処分事業の運営に支障があると認められるとき。

②次に該当する場合は、受入を停止することがあります。

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境関係法令等、委託契約及び搬入の手引を遵守しないとき。

イ　受入基準に適合しない廃棄物等を搬入するおそれがあるとき。

ウ　申込書等に虚偽又は不正を発見したとき。

エ　処分料金等を指定期日までに支払わない状態にあるとき。

オ　①の状況が繰り返されるとき。

８　処分料金

（１）算出方法

最終処分場入場時及び退場時に車両重量を計測し、その差を搬入量とします。最小計量単位は０．０１トン（１０ｋｇ）です。

料金は、廃棄物等の毎月１日から月末までの月間累計搬入量（０．０１トン単位）に埋立処分料金表（p14）の処分単価を乗じ、更に消費税及び産業廃棄物税（課税される場合のみ。）を加算して算出します。（１円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。）

（２）納入方法

料金の納入は、原則として後納とさせていただいています。毎月１５日までに前月分の処分料金の請求書を送付させていただきますので、請求書に基づき、請求月の月末までに、アセックの指定口座に振込みを完了していただくようお願いします。なお、振込手数料については、排出事業者の負担とさせていただきます。

９　契約内容の変更

（１）排出事業場の追加

　排出事業場の追加は新規契約となりますので、新規に申込みを行ってください。

（２）廃棄物の品目、性状の変更

　廃棄物の品目の変更（追加）や製造工程等の変更に伴う廃棄物の性状の変更の場合は変更契約を行います。新規契約と同様の手続を行ってください。

（３）その他軽微な変更

　排出事業者の所在地、名称、代表者の変更、料金請求先の変更、マニフェストの交付方法及び契約品目の一部削除が生じた場合、速やかに変更届出「様式第２号」（ｐ15)を提出してください。

　また、運搬方法（収集運搬委託業者）及び車両の変更は、搬入日の３日前までに変更届出を提出してください。その際、廃車等により不要となった搬入車票は返却してください。

※変更届出「様式第２号」への押印は必要ありません。

※変更時に必要な書類はｐ28 をご参照ください。

１０　契約の解除

　契約の解除を希望される場合は、契約解除通知「様式第６号」（ｐ26）を提出してください。その際、不要となった搬入車票は返却してください。

１１　その他の留意事項

（１）アセックとの連絡担当者をおいてください。

（２）アセック又は第三者に与えた損害については、賠償していただきます。

（３）搬入車票を第三者に貸与したり、譲渡したりすることはできません。また、紛失した場合は直ちに連絡してください。

（４）法律等違反による改善命令、許可取消など行政処分を受けた場合は、自主的に文書により報告してください。

（参考）

【浮桟橋での投入手順】

　浮桟橋においては、次の手順で廃棄物等を投入してください。

　なお、拡声器や場内放送により指示をすることがあります。その場合は係員の指示に従ってください。

（ｉ）浮桟橋の手前で標識に従って停止してください。

（ⅱ）係員から進入の指示があったら、信号が青であること、浮桟橋から退出中の車両がないことを確認し、１台ずつ、徐行して浮桟橋に進入してください。

なお、浮桟橋への進入・退出部分は、道幅が狭いため、退出車両優先の交互通行とします。

（ⅲ）投入位置番号表示板及び係員の指示に従い、指示された投入位置へ進んでください。

（ⅳ）投入位置では、係員の指示に従ってダンピングを開始してください。

なお、必要に応じ展開検査を行います。展開検査を実施する場合は、検査が終了するまで、その場でお待ちください。

（ⅴ）投入終了後、車両の後ろのバンパー等に廃棄物等の付着がないか確認してください。確認後、速やかに浮桟橋から退出し、洗車設備でタイヤを洗浄した後に計量棟に移動してください。

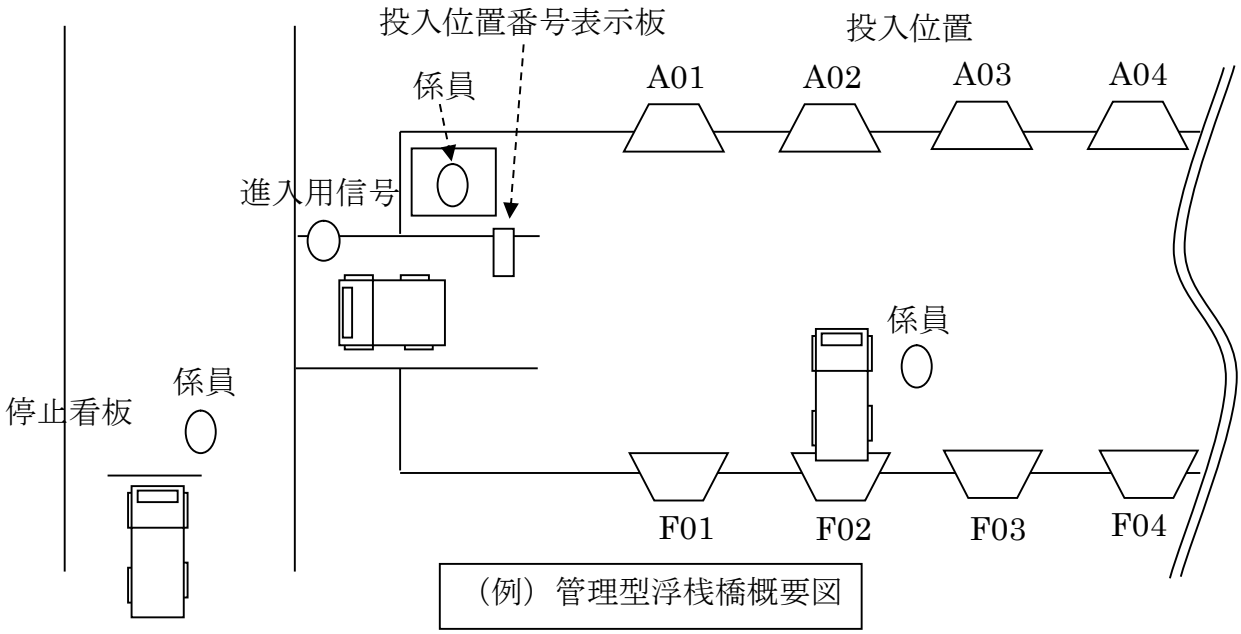

（例）管理型浮桟橋概要図

【その他の場所（陸上部、内護岸、抜取検査場等）での投入手順】

計量棟又は現場の係員等が指示する荷下ろし場所へ移動し、ダンピングしてください。なお、フレコンバッグ等の袋に入った廃棄物については、ダンピング前に開封し、中身の確認をする場合があります。また、安定型区画に埋立する廃棄物については、全て展開検査対象となります。ダンピング後は、洗車設備でタイヤを洗浄し、計量棟に移動してください。